

小規模修繕で登録制度を導入

9月1日から発足に向け受付開始(8月4日～20日)

上越民主商工会の 要望が実現

上越市では、9月1日から「上越市小規模修繕契約希望者登録制度」を導入することになりました。上越民主商工会が要望し、実現したもので杉本敏宏上越市議が尽力しました。新潟県内の市としてははじめての制度創設です。

上越民商ではこの間、自治体が発注する物品購入や小規模修繕などを地域の業者に発注させれば、地域経済の発展に役立つという先進地の事例を学んできました。たいへんな不況のもとで、中小零細業者ほど「仕事がない」「仕事があっても単価が低くて合わない」などモロにその影響を受けています。行政から直接中小業者に発注されれば、大助かりです。そこで上越市でもこの制度を実現させようと、今年4月から取り組んできました。

市契約課との話し 合いで確認

5月13日に行った市契約課との「意見交換会」には6人の会員が参加しました(5月25日付

37参照)。そして制度の必要性や、手続きを簡素化して使い易い制度とすること等を訴えました。

この席で契約課からは、130万円以下の工事(随意契約)は全体で、3600件約4億円にのぼること、「受注機会の拡大のためにあっても良い制度」との認識も示され、実施の方向性を確認しました。

そして7月2日には市契約課から「制度の概要」についての説明があり、その後要綱が整備されて、今回の実現にこぎつけたものです。

どんな制度ですか

「上越市小規模修繕契約希望者登録制度」とは、「小規模な修



繕の受注を希望する業者を登録し、優先的に業者選定の対象とすることで、市内中小規模業者の受注機会の拡大を図り、地域経済の活性化を図ることを目的とした制度で、「建設工事入札参加資格を有しない市内に本社・本店のある法人又は個人」を登録対象業者としています。
対象となる修繕は、予算額が50万円以下の「修繕の内容が軽易で、履行の確保が容易なもの」で、50～30万円の修繕は小規模修繕契約希望者登録事業者及び入札参加資格を有する業者に依頼、30万円以下の修繕は小規模修繕契約希望者登録業者に依頼することになります。30万円以下の修繕は一年間に約2800件、50～30万円の修繕は約1000件あり、これが中小零細業者に発注されることになれば、地域経済に寄与することになります。
登録にあたって提出する申請書以外の書類は、行政内部でわかるものは不要としています。
登録の申請期間は、8月4日～20日ですが、今年度は申請期間を過ぎても随時受け付けることになっています。また有効期間は2年ですが、今回は平成17年3月31日までです。

20日、火打山に行ってきました

中学の同級生が「火打山連れて行って」というので、行ってきた。高谷池ヒュッテは来年から民間に経営が移行するので、最後の夏だ。雪が消えた後から高山植物が先を争って花を着けていた。天気予報は、「雨」だったが、外れて青空が広がっていた。それでも午後には雨が当たりだした。九州では局地的集中豪雨。黒沢川に7・11水害の爪あとが残っている。

日本共産党上越市議会議員杉本敏宏の

市政レポート

2003年7月27日 45
発行 杉本敏宏事務所
上越市東本町5丁目1番38号
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832